

## リカードウの「輸出奨励金論」

— 『原理』第22章「輸出奨励金と輸入禁止」覚書き —

佐藤 滋 正

(一)

リカードウは、『経済学および課税の原理』<sup>1)</sup> 第22章「輸出奨励金と輸入禁止」において、穀物に対する輸出奨励金の問題を扱っている。周知のように『原理』(第三版)は、しばしば三つの構成部分に分けて論じられる。すなわち、1) 価値論や地代・利潤・賃金を扱った経済学の原理的な部分(第1章～第7章)、2) さまざまな財貨や諸収入に対して賦課される租税の影響について論じた課税論部分(第8章～第18章)、そして3) スミス、セー、ビュキャナン、マルサス等の諸説に言及した論争的部分(第19章～第32章)である。<sup>2)</sup> 本稿が対象とする第22章はこのうち第三の論争的部分に位置しているが、前の二つの部分がスミス『国富論』に一定従った叙述構成を採っていたのに対して、この部分にはそ

- 
- 1) 本稿では、P.スラッフア編『デイヴィド・リカードウ全集』(*The Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by Piero Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb, Cambridge University Press, 11 vols., 1951-73) 中に取められた『経済学および課税の原理』(『全集』第I巻)を主テキストとして用いる。本書からの引用は、引用頁を(p.×××)のように略記し、本文中に挿入して示すことにする(但し、『全集』第I巻以外からの引用は、(VI, p.×××)のように略記する)。尚、傍点(、、、、)を除く強調符、アンダーラインおよび[ ]は、すべて筆者のものである。
- 2) 『リカードウ全集』編集者であるP.スラッフアは、リカードウの私信を中心にして『原理』の三つの部分の執筆時期を次のように推定している。それによれば、第一の「厳密な意味での『経済学の原理』」部分は1816年10月14日までに、第二の「課税の問題にかんする研究」部分は1816年11月17日までに、そして第三の「一群の論争的諸章」部分は1817年3月初めまでにそれぞれ執筆され、『原理』初版の発行(1817年4月19日)に至るとされている(pp. xv~xix)。

のような照応関係は認められない。のみならずその章別構成を見れば分かるように、この部分では実に様々なテーマが扱われている。「貿易経路における突然の変化について」「価値と富：両者を区別する特性」「利潤と利子におよぼす蓄積の影響」「輸出奨励金と輸入禁止」「生産奨励金について」「土地の地代に関するアダム・スミスの学説」「植民地貿易について」「総収入と純収入について」「通貨と銀行について」「富国と貧国とにおける金・穀物・労働の相対価値について」「生産者によって支払われる租税」「需要と供給の価格への影響について」「機械について」「マルサス氏の地代についての見解」と続く諸章のテーマを概観すると、そこには理論問題・政策問題・学説批判・時事問題等、きわめて広範囲の問題が、しかも相互に連関を欠いた言わば単発章として雑然と堆積させられているのが認められる。それは、スラッフアが言ったように、「付録」あるいは「批判的補説」と呼ぶべき特徴を確かにもっている。<sup>3)</sup>

しかしながらこのことは、『原理』研究におけるこの第三部分の重要性をいささかも失わせるものではない。個々の時事問題への言及は抽象理論の背後の時代の文脈を浮き出させるし、論争的批判的叙述は理論的に昇華された概念の周辺を照らし出して言葉に血を通わせる。リカードウが『原理』の不可欠の構成部分として叙述した第三部分は、『原理』先行諸部分の解説にとって、まさにその“断片性”故に、有効なキーを与えてくれると考えられるからである。特に第22章「輸出奨励金と輸入禁止」は、その表題からして第7章「外国貿易について」、およびそれを通して第一の原理的部分との関連が容易に想像されうる章であるし、またそれ以上にこの章は、「租税論」とも深く関わっている。そのことは、例えば穀物輸出奨励金は一種の租税だと言ったスミスを想起すれば明らかであるし、<sup>4)</sup> また、次に掲げるJ. ミルの手紙も、この事情をよ

---

3) 「最後の第三群はアダム・スミスおよび他の著者のいろいろな学説を論評する諸章から成り、『付録』あるいは相互にほとんど関連のない一連の批判的補説を構成している。」(pp. xxiii~xxiv)

く伝えている。この手紙は、『原理』「租税論」部分執筆直後のリカードウがミルに宛てた手紙（1816年11月17日付）に対する返事（12月16日付）である。

「課税の問題に関するあなたの研究を、この著作の前の部分と同様に注意深く、ただいま読み終えました。そしてこれにも同様に大いに満足したと申し上げます。租税の真の働きの明らかにされたのは今がはじめてです。というのは、アダム・スミスの主題のうちでも、彼が皮相に取り扱い、また世界の人々の知識にあまり多くを加えるところのなかったものの一つだったからです。…… / アダム・スミスの見解があなたの諸原理と異なっている部分については、彼の誤りを取り上げる必要があります。〔輸出〕奨励金と〔輸入〕禁止の教義は、非常に多くの誤りが流布されているもので、十分に論ずるべきです。——植民地についても同様です。実際私は、この点であなたに出し惜しみをしてもらいたくありません。そうではなく、主として、あなたの諸原理の適用によって誤りを証明し暴露する点に力を注いでもらいたいと思います。」（Ⅶ， pp.106～8）

ミルのこの手紙は、『原理』第22章（そして、第25章）執筆の経緯をよく伝えている。それは、租税論に関してスミスを賛美するリカードウの前便<sup>5)</sup>に対して、むしろスミス批判をおこなうべきだと叱咤激励する内容になっている。ミルは、リカードウの租税論がスミスの「皮相」

- 4) 「穀物の輸出奨励金は、他のあらゆる輸出奨励金と同様、国民に二様の租税を賦課するものであることが銘記されねばならない。すなわち、第一に、奨励金を支払うために国民が寄与せねばならない租税であり、第二に、国内市場における商品価格の昂進から生じる租税である。」（A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by E. Cannan, Charles E. Tuttle Company, 1979, p.475）。以下、本書からの引用に際しては、引用頁を（WN, p.×××）のように略記し、本文中に挿入して示すことにする。
- 5) 「租税の効果で意見の相違のありえないものについてはほとんど立ち入らず、またアダム・スミスによって巧みに扱われている多くの事柄には言及しませんでした。彼の言葉づかいははなはだ明晰であり、その説明はきわめて満足すべきものであって、彼の言葉のかわりに私の言葉を使ってその効果を弱めることを惜しいと思ひ、また一語も注釈をほどこさないで彼の言葉を引用したくなる傾向をつねに覚えました。」（Ⅶ， p.88）

を根本的に克服した画期的なものであること、そして、スミスによって流布されている政策面での非常に多くの誤りを理論的に匡す義務をリカードウが負っていることを力説している。そして取り上げるべき論点として、「輸出奨励金と輸入禁止の教義」および「植民地」が具体的に挙げられ、リカードウが確立した「諸原理の適用」によってこれらについての誤りを暴露して欲しいと要請しているのである。『原理』第22章「輸出奨励金と輸入禁止」および第25章「植民地貿易について」は、リカードウが恐らくミルのこの奨めを念頭に置きながら執筆したものであろう。

『原理』の先行諸部分においては隠伏していた諸論点を、第22章の内在的検討を通じて表に連れ出すことはできないだろうか。特にそこで展開されているスミス批判を取り出すことによって、「租税論」や「外国貿易論」「価値論」に新たな角度から光を当てることはできないだろうか。本稿はこうした狙いを頭に置きつつ、『原理』第22章を、ひとまずリカードウの論理に忠実に再現してみようとしたものである。

## (二)

『原理』第22章を、リカードウは次のような一節で始めている。

「穀物輸出に対する奨励金は、外国の消費者に対して穀物価格を引き下げる傾向があるが、国内市場ではその価格に何らの永続的影響も及ぼさない。」(p.301)

穀物輸出奨励金が国内の穀物価格を引き上げるか引き下げるかをめぐっては、スミスと重商主義者の間で見解は真二つに分かれる。重商主義者は、奨励金が外国市場を開き需要を増大させることによって穀物生産を振興し、増大した穀物供給によって国内穀価は引き下げられると主張した。これに対してスミスは、奨励金は外国市場を拡大し国内穀物供給を慢性的不足状態に置くだけで何ら穀物生産を奨励せず、したがって

穀物価格の下落でなく、逆に穀価上昇をひき起す傾向がある、と主張した。<sup>6)</sup> リカードウは、奨励金は穀価に「永続的影響を及ぼさない」と述べており、その点では両者から一定の距離をとっている。これについてリカードウは、次のような数値例を使って説明している。

「かりに、資本の通常かつ一般的な利潤を与えるには、イングランドで穀物価格が1クォータあたり4ポンドでなければならないとすれば、そのばあいには、穀物が1クォータあたり3ポンド15シリングで売られている外国へは穀物を輸出できないだろう。しかし、もし1クォータあたり10シリングの輸出奨励金が与えられれば、それを国外市場において3ポンド10シリングで売ろうと、あるいは国内市場において4ポンドで売ろうと、同じ利潤が与えられるであろう。」(ibid.)

1クォータあたり4ポンドのイギリス産穀物は、3ポンド15シリングの外国産穀物とまともには太刀打ちできないが、クォータあたり10シリングの輸出奨励金を付けてやれば、外国市場への輸出が可能となる。外国市場で3ポンド10シリングの価格で売っても、「資本の通常かつ一般的な利潤」は確保されるだろうからである。こうして、安価となったイギリス産穀物は外国市場に大量に流れ込み、流出先の外国における穀物価格は押し下げられるだろう。冒頭でリカードウが述べたように、「穀物輸出に対する奨励金は、外国の消費者に対して穀物価格を引き下げる傾向がある」のである。これが「奨励金」の直接的効果である。

安価となったイギリス産穀物に対する外国からの需要は増すであろう。それは、イギリス国内での穀物価格を一時引き上げるかも知れない。しかし上昇した穀物価格は穀物生産の利潤を高め、高利潤は穀作を振興

6) 「奨励金は、豊作の年には、異常な輸出をひき起こすことによって、国内市場における穀価を、自然に下落するはずの水準よりも、必ず高くつり上げるものである。そうすることが、その制度の公然たる目的であった。不作の年には、奨励金はしばしば中断されるけれども、豊作の年にひき起こされる大量の輸出によって、ある年の豊富で別の年の不足を救済することが、多かれ少なかれしばしば妨げられる。それゆえ、豊作の年にも不作の年にも、奨励金は必然的に、国内市場における穀物の貨幣価格を、奨励金がないばあいよりもいくぶん高く引き上げる傾向があるのである。」(WN, p.474)

するであろう。重商主義者は、この点から、奨励金は究極的にはイギリス国内での穀物価格の引き下げにつながる、と主張する。だが、リカードウはこの立場をとらない。高利潤は耕作を振興し、穀物供給を増加させることによって穀価を若干引き下げることが認められねばならぬとしても、しかしその穀価下落は、それ以前にいったん上昇した穀価が再び旧の水準に押し戻されたにすぎない、こうリカードウは言うのである。つまり、リカードウも重商主義者も、ともに奨励金の穀価への影響を、奨励金→外国市場の拡大→穀価上昇→穀物生産の奨励→穀物供給増加→穀価下落、のプロセスで考えていたと言えるが、最終段階の穀価下落の評価をめぐって、両者は判断を異にしたのである。リカードウにとって、奨励金による穀価の騰落はあくまで一時的なものとして、したがって奨励金は本質的には国内穀価にタッチしえないものとして把握されたのであった。

「そうだとすれば、穀物の輸出奨励金の究極的な効果は、その価格を国内市場で騰落させることではなくて、外国の消費者に対して穀物価格を引き下げることである。」(p.302)

しかしながら奨励金についてのリカードウのこのような見解は、スミスとの対立面も含むものであった。スミスは『国富論』第四篇第5章「奨励金について」において、奨励金は、「[穀物の] 真の価値を目につくほどには増加させず、…… 国の産業全般をある程度阻害し、土地の改良を増進させるのではなくて、多少遅滞させた」(WN, p.483) と批判した。ここで、奨励金は「真の価値」を増加させないとスミスが言っているのは、穀価上昇は賃金上昇をひき起こし、賃金上昇は全商品価格の上昇へと連動していくから、奨励金による高穀価はこの波及過程の中に容易に飲み込まれてしまい、独自の“高み”を主張しえないという意味においてである。価格の上昇が、穀価→賃金→全商品へと波及していくという意味で、この議論を“穀価波及説”と呼んでおこう。この“穀価波及説”によって、スミスは奨励金による穀価上昇は「真の価値」増加で

はなく、したがって、「穀物の輸出奨励金は、…… 穀物の生産をいかなる点でも助長できない」(ibid.)と主張したのであった。

このようなスミスの議論は、リカードウにとっては不満の残るものであった。リカードウは、奨励金による穀作の振興、したがって穀物供給の増加を認めないスミスを批判する。それではスミスは、先のプロセス、奨励金→外国市場の拡大→穀価上昇→穀物生産の奨励→穀物供給増加→穀価下落、の後半部分(アンダーライン部分)を欠落させていることになるだろう。つまり、奨励金は穀価上昇をひき起こすというスミスの主張は、単に外国市場の拡大=国内産穀物への需要増加からのみ導き出されたことになってしまうだろう。

「正当にも名声を博しているアダム・スミスの著作中、おそらく『奨励金』の章以上に、彼の結論が反対を招きやすいところはない。第一に、彼は穀物を、輸出奨励金の結果その生産を増加させえない商品として論じている。彼はいつも、奨励金が作用するのは現に生産されている分量に対してのみであって、それ以上の生産に対する刺激にはならない、と想定している。」(p.304)

リカードウはスミスが、「現に生産されている分量」については語っても、奨励金が促進する「それ以上の生産」については語らない、と批判している。一步進めて言えば、スミスには、奨励金がひき起こす追加的生産に関わる理論が不在だ、と言うのである。その際、リカードウの頭の中にあるのは、もちろん『原理』第2章「地代について」で展開された議論である。そこでは、社会発展による穀物需要の増加がひき起こす一国のより劣等な土地での追加的生産が真正面から論じられていた。そして劣等地耕作による「生産費」の上昇と、それにもとづく穀価の上昇および「地代」の増加が展開されていた。スミスからこのような理論展開を封じたものこそ、「穀物価格が究極的に賃金を規定するのだから、それゆえ穀物価格は他のすべての商品の価格を規定する」(p.302)という“穀価波及説”に他ならなかった。リカードウはこうとらえるのであ

る。

この点で、リカードウが引用する『「エディンバラ・レビュー」第五巻で穀物輸出に対する奨励金の問題を論じた一筆者』(p.302)の議論は興味深い。<sup>7)</sup> この論者の議論をリカードウの引用によって、便宜上 [a] ~ [e] の五つの部分に区切って引いておこう。

「彼は、次のように言う。奨励金は、『[a] 農業利潤を引き上げることによって、農耕に対する刺激として作用する。[b] それは国内の消費者に対して穀物価格を引き上げることによって、一時この生活必需品に対する彼らの購買力を減少させ、こうして彼らの実質的富を削減するだろう。しかし、この後者の効果は明らかに一時的であるにちがいない。

[c] 労働に従事する消費者の賃金は、以前は競争によって調整されていた。そして同じ原理が、労働の貨幣価格を穀物の貨幣価格にまで引き上げ、またそれを通じて他の諸商品の貨幣価格を穀物の貨幣価格にまで引き上げることによって、賃金を再び以前と同じ率に調整するだろう。

[d] それゆえ輸出奨励金は、国内市場での穀物の貨幣価格を究極的には引き上げるが、しかしながら直接的にそうするのではなく、外国市場における需要の拡大と、その結果である国内市場におけるその真の価格の騰貴とを媒介にして穀物の貨幣価格を引き上げるのである。[e] そこで、穀物のこの貨幣価格の騰貴は、それがひとたび他の諸商品に波及したときには、もちろん固定したものになるだろう。』と。」(pp.302~

3)

引用中、『 』内がこの論者の言葉であるが、一読しただけでは、すぐには意味をとりかねる文章であるので、パラフレーズしておこう。リ

---

7) この筆者はフランシス・ホーナ Francis Horner である。ホーナの名は『リカードウ全集』の所々に出てくるが、それによれば、この下院議員はリカードウとともに「ロンドン地質学会」の会員であり (X, p.49)、地金論争を通じてマルサス、ミル、リカードウと頻繁に交流があり、ホーナが病に倒れた1816年に、ミルはリカードウに熱心に下院入りを進めている (VII, pp.85~6)。ホーナの死後リカードウは、マカアロクに宛てて次のように書いている。「F. ホーナの死は下院にとって重大な損失でした。彼は経済学のあらゆる正しい原理の有力な支持者でありました。」(VIII, p.160)



カードウによる二箇所の強調部分（傍点部分）に着目すれば、この論者が“穀価波及説”を受容しており、これを基盤にして、奨励金による穀価騰貴が「固定したもの」になると主張していることは明らかである。

『エディンバラ・レビュー』の論者は、まず奨励金は農耕を促進することを、スミスとは違って明言する ([a])。「彼は、奨励金が、輸出国における農業を奨励せずにおかないものだというのを正しく述べていた」(p.302) のである。そして奨励金は、国内穀価を上昇させ国内の消費者の「実質的富」を削減するが、しかしこの削減は「一時的」なものにすぎぬと言う ([b])。その理由として“穀価波及説”が動員される。穀価上昇は賃金を引き上げ、賃金上昇は他の諸商品価格を引き上げ、こうして「賃金を再び以前と同じ率に調整するだろう」から、「労働に従事する消費者」の生活圧迫は一時的だと言うのである ([c])。さらにこの論者は、ここから一転、次のような理論的結論をひき出す。だから奨励金によって上昇した穀価は、「真の価格の騰貴」であり ([d])、「固定したものになる」のだ ([e])、と。なぜならば騰貴した穀価は、他の諸商品価格の上昇へと波及していき、こうして国内商品価格全般を上昇させるからである。つまり奨励金による高穀価は、国内物価全般の高騰に下支えされた「真の価格の騰貴」であることによって、「固定したものになる」というのである。

奨励金によって騰貴した穀価を「名目的」ととらえたスミスに対して、『エディンバラ・レビュー』の論者は「真の価格」であると言った。しかしカードウの目から見れば、両者の議論はメダルの裏と表でしかない。両者ともに、「名目的価格」か「真の価格」かの判定を、“穀価波及説”からしか説明していないからである。彼もまた、「スミス博士や他の多くの論者を誤らせた共通の誤謬を受け容れていたように思われる」(p.302) のである。しかも『エディンバラ・レビュー』の論者に従えば、穀価は他の商品価格へと波及していくのだから、結局、あらゆる穀価上昇は「真の価格の騰貴」になってしまい、スミスに存在した奨励

金への批判は、奨励金擁護の議論へと転じてしまうことにならないだろうか。騰貴した穀価が「真の価格」であるかどうかの判定は、“穀価波及説”からはおこなえない。土地耕作に投下された労働、したがって「自然価格」からおこなうべきである。これがリカードウの立場であった。

「奨励金の効果についてのこの説明では、穀物の市場価格を究極的に支配する穀物の自然価格を引き上げるようなことは何も起こらないと想定されていた。というのは、一定の生産を確保するためには何らかの追加労働が土地に要求される、ということが想定されなかったからであり、そして自然価格を引き上げることができるのはこれだけなのである。」(pp.303～4)

では、『エディンバラ・レビュー』の一論者をもとらえていた、スミスの「穀物価格は他のいっさいの諸商品の価格を規定する」という“穀価波及説”は、どのように批判されるのであろうか。

(三)

前項で見たように、リカードウは、スミスが奨励金によって農業生産は何ら促進されえないと考えたことを非難する。リカードウは、スミスが「現に生産されている分量」については語っても、奨励金が促進する「それ以上の生産」については語らない、と批判していた。一步進めて言えば、スミスには、奨励金がひき起こす追加的生産に関する理論が不在だと言うのである。

だがこのようなリカードウの批判は、スミスに即して見るかぎり少々強引の観を否めないものである。スミスが、「現に生産されている分量」については語るが「それ以上の生産」については語らないスタティックな理論を展開したとは到底思えないし、また、リカードウが描き出したような単純な“穀価波及説”をスミスが述べていたとも思えないからで

ある。何よりも、この二つの論点は緊密に関連して主張されていたのだから、リカードウのようにこれらをバラバラに取り上げて批判するのは、公正を欠くものと言わねばならぬのである。スミスの奨励金論の批判は、個々の論点についてのスミスの主張を、スミス理論に内在して再構成することなしにはありえないだろう。『原理』第22章中に書き留められたリカードウによるスミス批判そのものを検討する前に、ここではひとまずスミス奨励金論の全体像を得ることに心がけ、それとの対比でリカードウのスミス解釈の一面性を摘出することに焦点を合わせてみたい。

穀物輸出奨励金は、スミスによってどのようにとらえられていたであろうか。スミスは奨励金を、「ある特定の国の、特有な事情あるいは政治的諸制度の結果として、その国のみで生じる銀価値の低下」(WN, p.478)とほとんど同様のものとみなしていた。スペインやポルトガルの金銀輸出制限が「全商品の貨幣価格の上昇」をひき起こし、それによって、「その国内で営まれるあらゆる種類の産業を多かれ少なかれ阻害する傾向がある」(ibid.)のと同様に、穀物の輸出奨励金も、国内穀価を上昇させることによって全商品の貨幣価格を上昇させるからである。この議論の底流に、穀価上昇→労働の貨幣価格上昇・原生産物の貨幣価格上昇→製造品原料の貨幣価格の上昇→完成品の貨幣価格の上昇という“穀価波及説”が前提されていることは言うまでもない。要するにスミスは、奨励金がひき起こす商品価格上昇を、銀価値下落による商品価格上昇と同様、名目的なものとしたのである。

スミスにおいて、穀物輸出奨励金が、「生産を振興させようとしている当の特定商品〔穀物〕の栽培を促進することが、いかなる点でもできない」(WN, p.483)制度として批判されるのは、まさにこの穀価上昇を「名目的」とみなす立論にもとづいている。普通に考えれば、奨励金は、外国市場の拡大やその価格補償によって、「長年の間には穀物生産の増大をひき起こすにちががなく、その期間の終わりには、国内市場におけ

る穀物価格を、奨励金が引き上げた以上に低下させる」(WN.,p.474)と考えるべきものなのかも知れない。だがスミスはこうした通説はとらず、奨励金は穀価低下につながらないものと断じたのである。なぜか。奨励金は、確かに穀価を上昇させるが、それは銀価値下落による商品価格上昇と同様、名目的なものにすぎず、したがって何ら穀物生産の増進を喚び起こすものではないからである。ここでは、奨励金による穀価上昇の名目性と穀作への奨励とが一体のものとして論じられており、そのことが逆に、では「穀物の真の価格」とは何であるかという問いに、読者の関心を誘導するような叙述方法がとられている。スミスは言う。

「もし奨励金の効果が、穀物の真の価格を引き上げるものであるならば、すなわち農業者が同量の穀物でより多数の労働者を維持できるならば、そのとおり[奨励金が穀物生産を促進する]かも知れない。……しかし、奨励金にせよ他のいかなる人為的制度にせよ、そのような効果をあげえないことは明白である。奨励金によって何らかの程度影響されうるものは、穀物の真の価格 real price ではなく名目的な価格 nominal price なのである。」(WN.,p.476)。

「穀物の真の価格を引き上げる」ことは、「農業者が同量の穀物でより多数の労働者を維持できる」ことだとスミスは述べている。穀物生産の発展過程において、穀価が賃金以上の上昇率を示せば、農業者は同量の穀物でより多数の労働者を維持・雇用することができるであろう。このようなばあいを、スミスは穀物の「真の価格」の上昇と呼んだのである。そのような状態は、農業者に穀物生産への刺激を与え、穀作が振興されるだろう。しかし、奨励金によって上昇した穀価は賃金の上昇へと連動して、穀作振興の原因であった両価格の“差”はほどなく消滅してしまう。だから、奨励金が引き上げるものは、「穀物の真の価格ではなく名目的な価格なのである」、こうスミスは把握するのである。

スミスが、「穀物とほとんどすべての他の種類の財貨との間に、自然が確立した大きく本質的な差異」(WN.,p.482)と呼んだ、穀物価格がも

っている叙上の規定的性格を、リカードは、「穀物の貨幣価格が他のすべての国産品の貨幣価格を規定する」(p.307)という“穀価波及説”に仕立て上げた。それは、穀価上昇→賃金上昇→全商品価格上昇といった、あまりにも単純な一本道の議論としてのみ取り出されており、以下に見るように、スミスにおいて存在した社会発展段階的な議論は削ぎ落とされてしまっている。

では、スミスは“穀価波及説”を、実際にはどのように述べていたのだろうか。リカードが典拠としたスミスの一節を、少々長いが全文引用しておこう。文中、/ は行替え箇所、[a]～[d]は引用者の挿入記号である。

「[a] 穀物の貨幣価格が労働の貨幣価格を規定する。この労働の貨幣価格は、つねに、労働者が彼や彼の家族を維持するに足るだけの量の穀物を購入できる程のものでなければならない。この労働者の生活維持の程度が豊かであるか適度であるか不十分であるかは、社会の状態が発展的か静息的か衰退的であるかに照応しており、雇用主はこの状態に応じて労働者を遇さねばならぬのである。/[b] 穀物の貨幣価格は、土地から生ずる他のいっさいの原生産物の貨幣価格を規定する。これら原生産物の貨幣価格は、進歩のどの時点にあっても、穀物の貨幣価格と特定の比例関係を保つにちがいない。とはいえこの比例関係は、時点が異なれば異なるのだが。穀物の貨幣価格は、例えば、牧草・乾草、食肉、馬、馬の飼育、したがって陸上運搬、つまりその国の国内商業の大部分の貨幣価格を規定するのである。/[c] 穀物の貨幣価格は、土地から生ずる他のいっさいの原生産物の貨幣価格を規定することによって、ほとんどすべての製造品の原材料の貨幣価格を規定する。穀物の貨幣価格は、労働の貨幣価格を規定することによって、製造業上の技術・勤労の貨幣価格を規定する。そしてこの両者を規定することによって、穀物の貨幣価格は、完成製造品の貨幣価格を規定する。[d] 労働の貨幣価格、および土地と労働のいずれかの生産物であるあらゆる物の貨幣価格は、必

然的に、穀物の貨幣価格との比例関係において騰落するにちがいない。」

(WN, pp.476~477)

スミスは、穀物の貨幣価格は労働の貨幣価格を規定し ([a])、また原生産物の貨幣価格も規定するから ([b])、この両者によって完成製造品の貨幣価格も穀物価格によって規定される ([c])、と言う。そして、結局、このように穀価は全商品価格を規定するのだから、したがって、労働および全商品の価格は穀価に比例して騰落するにちがいない ([d])、と言うのである。その際、「規定する regulate」「比例関係 proportion」という言葉が、社会状態の発展段階との相関性において用いられていることに注意しておこう。例えば、賃金は穀価によって規定されるとはいえ、労働者の生活状態がどのような水準に「規定される」かは、「社会の状態が発展的か静止的か衰退的であるかに照応している」のであり ([a])、また、原生産物価格と穀価との「比例関係」も、「時点が異なれば異なる」のである ([b])。

リカードウは、スミスのこの一節を本文中に引用し (pp.307~308)、論評を加えていく。その際、いくつかの小さな変更は別として、とりわけ注目されるのは、上掲の引用文中 [b] 部分が全く欠落させられていることである。この [b] 部分においてスミスは、明らかに『国富論』第一篇「地代章」で自らが展開した“穀価が主導する土地生産の発展”という議論を念頭に置いて、<sup>8)</sup> 穀物の貨幣価格が「牧草・乾草、食肉、馬」から始まって「国内商業の大部分」にいたるほとんど大部分の貨幣価格を規定していく、と述べている。したがってスミスにとっては、発

8) スミスのここでの議論が、『国富論』第一篇第11章「地代論」における“穀産地規定”につながるものであることは明らかである。第11章でスミスは、穀産地がすべての土地生産物の地代を規定すると言ひ、それを高い穀価がリードする土地の高度で多様な利用への発展諸段階との関連で描き出していた。これについては高哲男の一連の内在的研究がある。最近のものとして「『国富論』第1編における2つの『構成価格』論」(九州大学経済学会『経済学研究』第62巻第1~6号、1996年)を、また、拙稿「アダム・スミスの『地代』把握について——穀産地規定と地代性格の転換——」(経済学史学会編『年報』第28号、1990年)も参照されたい。

展のそれぞれの段階ごとに、これら原生産物価格と穀価との「比例関係」は創出され、したがって当然、「比例関係は、時点が異なれば異なる」ととらえられるのである。リカードウは、このような [b] 部分を引用から完全に外してしまったのである。

これによってリカードウは、スミスにおいて存在していた理論の歴史的側面を排除してしまったように思う。「労働の貨幣価格、および土地または労働の生産物であるあらゆる物の貨幣価格は、必ず穀物の貨幣価格に比例して上昇したり下落したりするにちがいない」([d]) というスミスの総括的一文は、穀価は諸商品価格にダイレクトに反映するかのよう平板に解釈されてしまう。そこでは、「進歩の各時点」において、「時点が異なれば異なる」、穀価が他の諸商品価格との間に産み出す「比例関係」といった歴史的結節面に関わる議論は姿を消してしまう。要するにリカードウは、スミスが社会発展諸段階の中で長期的トレンドとして描きだした“穀価規定論”を、その歴史的時間から抽出して“穀価波及論”として理論定着させた、とすることができただろう。

#### (四)

スミスの奨励金論についてのリカードウの批判は、前項で見たようにかなり一面的な側面をもっている。それは、スミスからかなり単純化された“穀価波及説”を抽出してきてそれに批判を加えるという、少々公平を欠いた自己言及的な批判であると言えなくもない。そのためであろうか、『原理』第22章のリカードウの叙述は恐ろしく難解なものになっている。議論の突然の切り換えや論点の飛躍は、この章が「論争的諸章」であるためと了解しうるにしても、多くの論点の繰り返しや展開不足からは、やはりリカードウのスミス整序の一面性故の難解さを嗅ぎ取ってしまうのである。とはいえリカードウは、スミス批判を通じて自らの理論地平を開こうとしていたことは確かであり、本項ではこのような

リカードウの理論世界を、書き記された諸論点の摘出を通じて（しかし必ずしも叙述順序にとらわれずに）、再現してみることに努めてみたい。

一般に、“穀価波及説”への批判は、二とおりの仕方でおこなうと考えられる。まず、「穀価が他の諸商品価格を規定する」という定義そのものへの批判であり、次いで、穀価上昇→賃金上昇→商品価格上昇という波及ルートに対する批判である。まず前者についてリカードウは、次のような議論をおこなう。

「穀物は、他の諸物に対する交換価値において上昇しうるだろうか。もし上昇しうるとすれば、穀物の価値が他の全商品の価値を規定するという事は真実ではない。なぜならば、規定するとすれば、穀物の他のすべての商品に対する相対価値は変化してはならないからである。もし上昇しえないとすれば、穀物は他の全商品の等量と常に交換される——穀物が獲得されるのが、肥沃な土地であろうと貧弱な土地であろうと、また多くの労働であろうと少ない労働であろうと、機械の援助があらうとなかろうと——と主張しなければならないことになる。」(p.309)

穀価が諸商品価格を「規定する」とすれば、穀価の他の商品に対する「相対価値」は変化してはならず、つまり穀価の上昇は同一比率での諸商品価格の上昇へと波及するものと想定されねばならぬが、土地の肥瘠・投下労働量・機械援助の相違の上でおこなわれる現実の生産においては、穀価上昇→賃金上昇に伴う諸商品価格の上昇が常に不変の相対価値をもたらすとは考えられえない。したがって、穀価は諸商品価格を規定しえないということになる。リカードウは、このように“穀価波及説”を批判するのである。これなどは、自らが設定した「規定する」という言葉の狭さに対して自ら噛みついているとしか思えないような批判であるが、しかし、「規定する」あるいは「相対価値」についてのリカードウの概念把握を窺うことができ興味深い。

さらにリカードウは、穀価騰貴→労賃上昇→商品価格上昇という穀価波及プロセスそのものについても批判する。このプロセスは、〈穀価騰



貴→労賃上昇〉および〈労賃上昇→商品価格上昇〉という二つの構成局面に分解できるが、まず前半部分について、リカードウはいくつかの点から批判を加えている。その一つは、穀物の絶対的不足の下での穀価上昇は賃金上昇をもたらさない、という議論である。

「しかし、外国からの需要増加によってひき起こされる穀物価格の一时的な上昇は、労働の貨幣価格には何の影響も及ぼさないだろう。……穀物〔価格〕の上昇は穀物不足の結果であり、国内の購買者の需要を減少させる手段である。もし賃金が増加されるならば、競争が増加し、穀物価格のさらなる上昇が必要になるだろう。」(p.303)

この議論は、実は『原理』第9章「原生産物に対する租税」ですでに展開されていたものである。賃金は穀価に規定される、したがって穀価上昇は賃金上昇に直結するというドグマに対して、リカードウは、両者が連動するかどうかは、何が穀価を上昇させたかによるとし、四つの上昇原因を区別する。例えば高穀価が凶作によってもたらされたばあい、賃金は決して上昇しえない。なぜならば、穀物の絶対量が不足しているから、たとえ賃金を上昇させても穀価のさらなる上昇を招くだけだからだ、と言うのである。それと同じ論理が、奨励金による穀価上昇のばあいにも使える。奨励金による穀価上昇は、国内市場における穀物供給量の絶対的不足によるものであり、賃金の上昇は、不足している穀物をめぐる競争をより熾烈にし、穀価のさらなる騰貴を結果するだけだろうからである。<sup>9)</sup> この立論は、食糧の高価格は供給不足の確実な指標である

9) リカードウが第9章「原生産物に対する租税」で挙げる、穀価上昇をもたらす四つの原因は次のものである。①凶作等による供給不足、②発展的社會における漸次的需要増加、③銀流入等による貨幣価値の下落、④必需品に対する租税。穀価上昇が賃金上昇に連動するかどうかを述べるためには、これら四つの原因が区別されねばならぬ、とリカードウは言うのである。このうち、①のばあいには、本文で述べた理由から、穀価上昇は賃金上昇をもたらさない。また、②のばあいには、穀価上昇が賃金上昇をもたらすというより、むしろ賃金上昇が高穀価に先行していると考えられ、したがってこのばあいも穀価上昇は賃金上昇をもたらすとは言えない。③のばあいには、穀価と賃金は全く並行して上昇するのであって、このばあいも穀価上昇→賃金上昇のように先後関係を特定することはできない。④のばあい、租税による穀価上昇は賃金を上昇させると言えるだろう。

から、賃金の名目上昇によっては解決されえない、と言ったビュキャナンとほとんど同一のものである。しかしビュキャナンは、穀価上昇→賃金上昇を否定するとは言っても上昇原因の一つを述べるにとどまり、したがってこの理由の崩れる所では、スミスと同様、穀価上昇→賃金上昇を主張せねばならなくなると、リカードウは一蹴する。<sup>10)</sup>

穀物が労働者の消費物の全てでないこともまた、〈穀価騰貴→労賃上昇〉という波及プロセスを混濁させる、とリカードウは言う。

「穀物は労働者の消費物の重要部分ではあるが、その一部分でしかない。もし彼の賃金の半分が穀物に支出され、他の半分が石鹼、蠟燭、燃料、茶、砂糖、衣類等の、価格上昇が起こらないと想定されている諸商品に支出されているとすれば、…… 穀物が100パーセント上昇しても、彼の賃金は50パーセントしか上昇しないだろう。その結果、もし他の産業の利潤がひき続き同一であるならば、より多くの資本を土地に転用させる十分な動機が生ずるだろう。」(p.306)

穀物は労働者の消費物の全てではないから、奨励金による穀価上昇は労賃に100パーセント反映するとはかぎらず、そのことが農産品と製造品との間に利潤格差を生じさせ、土地生産に向かって資本を移動させる、とリカードウは言っている。「穀価波及説」は、多くの修正をかかえているのである。

穀価波及プロセスの後半部分、〈労賃上昇→商品価格上昇〉については、周知の賃金・利潤相反命題が主張される。

---

く。しかしこのばあいにも、穀価上昇が実質賃金上昇に連動するとはかぎらない。賃金の上昇は、a) 必需品に対する需要供給比率と、b) 労働に対する需給比率という、二つの関係要因に依存しているからである (cf., pp.161~5)。要するにリカードウは、労働の価格を単に必需品価格によってでなく、資本蓄積の発展段階との相関によって規定しようとしたのである。

- 10) 「私が他のところで述べた彼特有の見解から、ビュキャナンは、労働の価格は穀物の価格と何の関係ももっておらず、それゆえ穀物の真の価値が、労働の価格に影響することなく上昇しうるし、また上昇するだろう、と考えている。しかしもし労働が影響されるのならば、彼は、アダム・スミスや『エディンバラ・レビュー』の筆者とともに、製造品の価格もまた上昇する、と主張することだろう。」(p.315)

「私は以前に<sup>11)</sup>アダム・スミスのこの見解を反駁しようと試みた。彼は、穀物価格の騰貴の必然的帰結としての諸商品の価格騰貴を考察するにあたって、増加した費用が支払われうる基金が、あたかも〔賃金の〕ほかには何もないかのように推論している。彼は、利潤の考察をまったく怠ったが、もしこの基金を形成する利潤が減少すれば、諸商品の価格は引き上げられないのである。もしスミス博士のこの見解が十分な根拠をもってるとすれば、たとえどれほど資本が蓄積されようとも、利潤は決して真に下落しえない、ということになる。」(p.308)

穀価上昇による賃金上昇が利潤減少によって相殺されるならば、諸商品価格の上昇は確かに生じないだろう。だが、この議論もまた、言ってみればリカード自身の理論の適用によるスミスの外在的批判にすぎず、決して説得的とはいいがたい。とはいえ上の引用文は、賃金・利潤の相反命題が、資本蓄積に伴う利潤率低下傾向との関連で設定されていることを窺わせていて興味深い。

『原理』第22章において、リカードは、このようなスミス批判を展開するのである。それは主として、「穀物の貨幣価格が他のすべての国産品の貨幣価格を規定する」(p.307)という「穀価波及説」に向けられたものである。このドグマこそ、スミスにおいては、奨励金による穀価上昇を「名目的」と判定させ、農業振興を否定させたものであり、また『エディンバラ・レビュー』の一論者においては逆に「真の価格」とみなさせ、奨励金による農業生産振興を主張させたものであった。相反する両者の主張は、しかしながら奨励金によって上昇した穀価の価値規定を、穀物生産からでなく“穀価波及説”からおこなっている点で共通している。そのことは、奨励金が誰を利するかについての判断も誤らせる

11) スラッフアは、「以前に」とリカードが述べた箇所として、『原理』第1章第3節の数パラグラフ(p.54 ff.)を指定しているが、これは不適切だと思われる。当該箇所には、穀価による賃金の規定も、他の商品価格への波及も論じられていないからである。スラッフアは、むしろ、第9章における「原生産物に対する租税への第二の反対論」(pp.161～6)を指示すべきではなかったか。

であろう。次いでリカードウはこの点に触れていく。

(五)

穀物の輸出奨励金は、結局、誰を利するものであろうか。スミスに従えば、製造品に対する奨励金は製造品価格を名目的にも実質的にも引き上げるが、穀物に対する奨励金は穀物価格を名目的に引き上げるが実質的には引き上げない、ということになる。つまりすでに見たように、穀物輸出奨励金は穀物生産を振興せず、わが国の農業者や地主の実質的富はこれによって増大することはない、と言うのである。さらにスミスは、「同業組合法や外国商品に対する高率輸入関税によってひき起こされる価格の高騰が、どこでも最終的には、地主・農業者・農村労働者によって支払われる」(p.317)とっており、奨励金制度が農業部門にとって一方的に不利であることを強調している。このようなスミスの一連の見解が、リカードウの時代に、外国産穀物に高率の輸入関税を賦課すべしという一種の報復的な政策主張の権威づけに利用されるのである。リカードウが、スミス批判としての「奨励金」章を書いた所以である。

「今日、農村の地主によって、外国穀物の輸入に対して同様の高率関税を賦課するためにアダム・スミスの権威が引き合いに出されているから、これまで述べてきた所見を述べることはなおさら必要である。立法上の一つの誤謬によって、さまざまな製造品の生産費、それゆえまたその価格が消費者に対して引き上げられているのだから、公正という口実の下に、わが国は新たな強制取り立てに黙って服従することを求められてきたのである。私たちはリネン、モスリン、綿布に対して追加価格を支払うのだから、私たちの穀物に対しても追加価格を支払うのが公正だと考えられている。」(p.317)

農産品に対する奨励金は農業者を利さず、製造品に対する奨励金は製造業者を有利にする、というこのような主張に対して、リカードウはま

ったく逆の主張を展開する。そもそも、農産品への奨励金によって高騰した穀価は、消費者としては製造業者自身も支払わなければならないのだから、この意味でも奨励金制度が農業者に一方的に不利で製造業者に一方的に有利に作用するというスミスの見解は一面的と言わねばならぬのだが、さらにリカードウは、奨励金による価格上昇が「自然価格」の上昇を伴うかどうかという観点から、次のように言う。

「重商主義の全目的は、外国の競争を禁止することによって、国内市場で商品価格を引き上げることであった。しかし重商主義は、社会の他の階層以上に農業階級にとって有害だというわけではなかった。……セー氏は、製造業者の国内での利益が一時的以上のものだと想定している。……だが、同胞市民の誰でもが自由に取引きに参入するばあいには、どうして彼らは、その財貨の市場価格を永続的に自然価格以上にしつづけておくことができるであろうか。彼らは、外国の競争に対しては保障されているが、国内の競争に対しては保障されているわけではないのである。」(pp.316~7)

奨励金という重商主義的制度が製造業者に与える独占的利益は、永続的ではなく一時的なものだと言うのである。それは、高価格に引き寄せられた諸資本の参入によって、不足していた製造品が追加供給され、市場価格が再び元の自然価格にまで下落するまでの間の一時的な独占価格だからである。私たちが(二)で用いた説明図式を使えば、奨励金→外国市場の拡大→製造品価格上昇→製造品生産の奨励→製造品供給増→製造品価格下落という経路を辿って、いったん高騰した「市場価格」が再び「自然価格」に復帰する過程としてこれを了解することができるだろう。「製造品の奨励金は、……製造品の市場価格を一時的に引き上げるだろうが、その自然価格を引き上げはしない」(p.312)のである。

これに対して穀物(農産品)のばあいには事情が異なる。リカードウは、穀物の奨励金もまた製造品のばあいと同様、穀物需要増→穀価上昇→穀物生産の奨励→穀物供給増という一連の作用を及ぼすが、しかし製

造品とは違って、穀物供給増によっても穀物価格は下落しないと言う。なぜならば、追加供給が得られるのは劣等地耕作によってであり、土地生産における生産の困難の増大によって穀物の「自然価格」そのものが上昇するからである。

「私はすでに、奨励金の効果のために需要が増大するところでは、穀物の市場価格は、必要な追加供給が得られるまではその自然価格を上回るだろうし、必要な追加供給が得られてからは再びその自然価格にまで下落するだろう、ということを示そうとしてきた。だが穀物の自然価格は、諸商品の自然価格ほどには固定していない。なぜならば、一定大きな追加的穀物需要があれば、劣等地が耕作にひき入れられねばならず、そこでは一定量を生産するためにより多くの労働が必要とされ、穀物の自然価格が騰貴するだろうからである。」(p.312)

すでに見たように、スミスは製造品と穀物の相違を強調し、奨励金は穀物のばあいには、製造品のばあいのような実利を農業者にもたらさない、と言った。奨励金によって上昇させられた穀価は、「真の価格」ではなく「名目的な価格」だからである。これに対してリカードは、「穀物の輸出奨励金の継続は、穀物価格を永続的に引き上げる傾向が生じる」(p.312)と主張する。

「スミス博士は、穀物と他の財貨との間に、自然は大きな本質的な差異をつくったと述べている。だがこの事情から正しく推論されることは、彼がそこから引き出す結論とは正反対のものである。」(p.313)

スミスが設けた穀物の独自の性格は、リカードウにおいて全く反対の方向に発現させられたと言えよう。それは、『エディンバラ・レビュー』の一論者とともに奨励金による高穀価が「真の価格」であることを主張するものであるが、しかし“穀価波及説”によってでなく、追加生産における投下労働増を内実とする「自然価格」上昇を根拠にしてのものである。そしてこのような主張が「地代論」と結びつくとき、スミスの“穀物奨励金＝農業者不利論”は完全に否定されることになる。奨励金→穀

物需要増→穀価上昇→穀物生産の奨励→穀物供給増・穀物の「自然価格」上昇 という一連の過程は、地主が獲得する「地代」増加の過程でもあるからである。奨励金は、穀物法と同様、劣等地耕作という不生産的な部面への投資を押し進める人為的制度であるが、国内資源の自然的配分の歪みをもたらすこの制度の反社会性が、まさに地主の利益、地代の増加を生じさせるのである。スミスの結論とは反対に、穀物輸出奨励金は地主に有利に作用するのであり、したがって、スミスの名を借りた高率輸入関税の報復的導入の主張は根拠のないものと言わねばならない。このようにリカードは、“新穀物法”成立以後の農業保護的論調に対して批判の論陣を張ったのである。

#### (六)

最後にリカードは、より包括的な視点から奨励金についての総括的叙述をおこなっている。冒頭部分で用いた数値例を再び使って、リカードは、奨励金が「世界にとっての絶対的な損失」になることを次のように述べている。

「こうして、穀物価格がイギリスで4ポンド、フランスで3ポンド15シリングであれば、10シリングの奨励金は、穀物価格をフランスで3ポンド10シリングに究極的に切り下げ、イギリスでは4ポンドという同じ価格に維持するだろう。1クォータを輸出するごとに、イギリスは10シリングの租税を支払う。1クォータを輸入するごとに、フランスは5シリングだけ利得する。結局、生産の減少をひき起こすような世界の資金の配分によって（恐らく穀物生産の減少ではなく他の何らかの必需品あるいは享樂品の生産の減少だろうが）、1クォータあたり5シリングの価値が、世界にとっての絶対的な損失となるのである。」(p.314)

クォータあたり10シリングの奨励金によってイギリス産穀物はフランスで3ポンド10シリングで販売され、このためフランスの穀価は3ポ

ド15シリングから3ポンド10シリングに低下し、フランスは5シリングを利得する。イギリスのマイナス10シリングとフランスのプラス5シリング、つまり差し引き5シリングのマイナスが「世界にとっての絶対的な損失になる」と言うのである。ここでは奨励金が、イギリス国内の資源配分上の歪みという一国レベルでの問題を越えて、「生産の減少をひき起こすような世界の資金の配分」という国際的レベルの観点からも眺められている。しかも奨励金は、「社会の全資金の有害な配分」(*ibid.*)、「全資本の不利な配分」(*ibid.*)をひき起こすことによって、「自国から取り去るものすべてを外国に与えるものでない」(*ibid.*)ことが指摘され、「最悪の種類 of 課税」(*ibid.*)として告発される。そして前項で見た、外国穀物に対する高率輸入関税を課すべしという報復的な主張に対しても、「世界の労働の全般的配分において、私たちはその労働の一部に関して、最大の生産量の獲得が製造品で妨げられたから、原生産物の供給における全労働の生産力を減らすことによって私たち自身を罰すべきだ」(p.317)と言うに等しい愚策として退けられる。ここで、「全資金 the general funds」、「全資本 the general capital」、「全労働 the general labour」といったタームが使われていることが注目される。それは、イギリスにとって必要なものは、ただ「貿易の自由だけである」(p.319)と言ったマカアロクと同様に、「普遍的自由貿易 universally free trade という健全な原理への漸次的復帰」(p.318)の途を直ちに開始すべきだ、というリカードウの基本的主張から当然に発せられたものに他ならない。

リカードウのこのような世界的観点に立った“資源配分論”は、『原理』第7章の外国貿易論を想起させる。第22章の末尾において、リカードウは次のように言っている。

「本書の第7章で、私は、外国貿易であれ国内商業であれ、すべての商業は、生産物の価値を増加させることによってでなく生産物の分量を増加させることによって有益である、ということを示そうと努めた。私



たちがもっとも有利な国内商業や外国貿易を営んでいようと、あるいは禁止法による束縛のためにもっとも不利な商業に甘んぜざるをえなからうと、私たちはより大きな価値を取得するわけではないだろう。利潤率および生産された価値は同じままだろう。」(pp.319~20)

リカードウが、「外国貿易であれ国内商業であれ、すべての商業は、生産物の価値を増加させることによってでなく生産物の分量を増加させることによって有益なのである」と言うのは、セーの「同一国の諸個人間の取り引きでは、生産された効用 *utilité produite* という価値以外には何らの利得もない」(p.318) という見解を継承したものである。ただし、セーが国内商業に限定したこの言葉を、リカードウは外国貿易にも適用して商業全般に押し広げて使っている。この観点に立つならば、奨励金の弊害は、資本の最適配分の歪曲によって、産出される「生産物量」を減少させることにのみ求められるだろう。奨励金は、「そうでなければ流入することのない水路に資本を押しこめることによって、生産される全商品量を減らした」(p.316) のである。しかし、弊害はこれだけである。リカードウは、奨励金が存在しても存在しなくても、どちらのばあいにも「より大きな価値を取得するわけではなく」、また「利潤率および生産された価値は同じままだろう」と言い、奨励金が「価値」や「利潤」に作用することを否定する。

リカードウのこのような主張は、国家間での貨幣の自由な流出入を想定して言われていることである。リカードウは、「輸出を容易にするものは、それが何であれすべて一国に貨幣を蓄積させる傾向がある。これと反対に輸出を妨げるものは、すべて貨幣を減少させる傾向がある」(p. 316) と言って、例えば国内商品の高価格が輸出を抑制すれば、輸出抑制→貨幣流出→国内貨幣価値上昇というルートを辿って、結局、国内商品価格が低下するから、奨励金による穀価高騰は一時的であり、「価値」や「利潤」には何ら影響しえないと言うのである。確かに世界全体をとってみれば、ある時点における世界の労働量は所与であり、価値とは労

働であると考えれば、産み出される価値量は労働配分によっては何ら変更されえないことになるだろう。一国における生産の困難の増大が「価値」や「利潤」に及ぼす影響は、貨幣の流出入を通じて言わば中和されてしまうのである。<sup>12)</sup>

とするとリカードウは、投下労働量による一国の価値規定が、世界的レベルでの金銀の流出入によって一定修正される、と述べていたことになるのだろうか。一步踏み込んで言えば、リカードウの“投下労働価値論”には、投下労働量と金銀量という二本の規定軸が並存していることを、このことは示唆しているのであろうか。リカードウがスミスから引いた次の一節は、この問題を考える上でのヒントを提供してくれるように思われる。

「金銀の価値と、他の何らかの種類の財貨の価値との間の比率は、どんなにあいにも、一定量の金銀を市場にもたらしするために必要な労働の量と、一定量の他の何らかの種類の財貨をそこにもたらしに必要な労働の量との間の比率に依存しているのである。」(p.309)

これは、リカードウがスミスのものとして『国富論』から引用したものである。金銀と諸商品の価値比率はそれぞれの生産に投下された労働量の比率に依存して決まるという、周知の“投下労働価値論”が述べられているかに見える。しかしこの一節は、商品の価値はその生産に必要な投下労働量だけでは決まらない、金銀価値との相関概念であるというようにも読み取りうる。この引用が実はスミスのものそのものでなく、

---

12) リカードウのこの議論は、奨励金をスペインやポルトガルの金銀輸出制限とほぼ同一視したスミスを念頭に置いたものである。スミスは、「ある特定の国の特定の事情ないし政治的制度的結果として、その国でのみ生じる銀価値の下落」あるいは「その国にのみ特有な、あらゆる商品の貨幣価格の上昇」は、「その国内で営まれるあらゆる種類の産業を多かれ少なかれ阻害する」(WN, p.478)と奨励金を批判した。リカードウにとっては、「どんな商品の輸出奨励金も、貨幣価値を少しばかり下落させる傾向があることが認められねばならない」(p.316)とはいえ、「貨幣価値の局地的な下落は永続的なものではありえない」(p.310)と考えられるべきものであった。この議論は、第25章「植民地貿易について」で再説される。

リカードウによって大幅に修正された引用であるということ、そしてまた、この同じ一節が第25章「植民地貿易について」において、さらに原文大幅修正の上で再度引用されているという事実、こうした事実は、リカードウ“投下労働価値論”の独特なスタンスを浮き上がらせてくれるように思われる。だが、その本格的な検討は別稿に譲る他ない。

### 【補論】

リカードウが自らの“投下労働価値論”の引照基準としたスミスの一節の、第22章「輸出奨励金と輸入禁止」および第25章「植民地貿易について」における異同箇所を外面的にのみ見ておこう。スミスの原テキストを《引用Ⅰ》、『原理』第22章と第25章での引用文をそれぞれ《引用Ⅱ》《引用Ⅲ》として、その前後の文章とともに掲げれば以下のようである。

#### 《引用Ⅰ：スミスの原テキスト》

「[a] 紙券が金銀鑄貨の価値以下に低落したからといって、これら金属の価値が下落するわけではなく、あるいは、それら金属の等量を他の何らかの種類の財貨のより少量と交換させるわけでもない。[b] 金銀の価値と他の何らかの種類の財貨の価値との間の比率は、[c] どんなばあいにも、[d] ある特定の国で流通している特定の紙券の性質や分量に依存しているのではなくて、たまたまある特定の時期に商業世界という大市場にそれらの金属を供給している鉱山が豊かか貧しいかということに依存しているのである。その比率は、[e] 一定量の金銀を市場にもたらしするために必要な労働の量と、一定量の他の何らかの種類の財貨をそこにもたらしするために必要な労働の量との間の比率に依存しているのである。」(WN., pp.312～3)

《引用Ⅱ：『原理』第22章での引用文》

「『金銀の価値と、他の何らかの種類の財貨の価値との間の比率は、どんなばあいにも』、と彼は言っている、『一定量の金銀を市場にもたらしするために必要な労働の量と、一定量の他の何らかの種類の財貨をそこにもたらしに必要な労働の量との間の比率に依存しているのである。』」(p.309)

《引用Ⅲ：『原理』第25章での引用文》

「そしてアダム・スミスが次のように言うとき、彼はこの意見に同意しているのではないだろうか。『諸商品の価格、すなわち諸商品と比較した金銀の価値は、一定量の金銀を市場にもたらしするために必要な労働の量と、一定量の他の何らかの種類の財貨をそこにもたらしするために必要な労働の量との間の比率に依存しているのである。』と。利潤が高いか低いか、すなわち賃金が低いか高いかということには、労働の量は影響されないだろう。それならば、どうして価格は高利潤によって引き上げられうるだろうか。』」(p.346)

リカードウの二つの引用文が、スミスの原テキストと大幅に相違していることは一見して明らかであろう。コンマの挿入、in order to の necessary to への変更のような小さなものは別として、スミスの原文はほとんど原形を留めていないとさえ言えるほどである。すなわち、《引用Ⅱ》と《引用Ⅲ》は、《引用Ⅰ》中、[b]部分と[e]部分だけから構成されており、これによって主題はまったく変更されてしまったのである。そもそもこのスミスの一節は、金銀価値が紙券流通に左右されるのではなく鉱山の豊度に規定されること、もっと正確に言えば、金銀価値と他財貨の価値との割合は、両者を市場にもたらし労働量間の割合に依存しているという、この限りでは明快な“投下労働価値説”を述べたものであった。ところが[a]部分を完全にオミットすることによって、

リカードウはこのような紙券論の文脈を完全に切り落としてしまい、そのために、紙券との対比で金銀価値が何によって規定されるかという、スミスの本来のテーマは完全に消失させられてしまうのである。

さらに《引用Ⅱ》においては、[d]部分が脱落させられることにより、「金銀の価値と、他の何らかの種類の財貨の価値との間の比率は」([b]部分)という主語が、「一定量の金銀を市場にもたらすために必要な労働の量と、一定量の他の何らかの種類の財貨をそこにもたらすのに必要な労働の量との間の比率に依存しているのである」([e]部分)という述語に直結させられ、それによってこの文の主題が、当初のスミスの“金銀価値”の規定から“金銀と他財貨の価値関係”の規定に移し込まれてしまう。《引用Ⅲ》に至っては、主語は、「諸商品の価値、すなわち諸商品と比較した金銀の価値」というようにまったく新しく造り変えられている。この新しい主語の下では、「金銀の価値」は「諸商品の価格」の対概念として言及されるだけで、こうして《引用Ⅲ》においては、主題は、当初の“金銀の価値規定”から“諸商品の価格規定”へとよわば180度変更されてしまったのである。

このようなリカードウの引用上の修正が意識的なものであることは明らかである。とすれば、“金銀価値”→“金銀価値と他財貨価値との割合”→“商品価格”へと、主題を少しづつズレ込ませていったリカードウの修正プロセスを辿ることによって、リカードウの“投下労働価値論”の含意を探り出すことができるのではないか。今後、検討してみたい課題である。